

## 第2期 南房総市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

南房総市



## 【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の法的根拠等	2
4. 計画対象	2
5. 計画の位置づけ	2
6. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
2. 計画策定における基本的な視点	5
3. 本計画の基本的な考え方	7
第3章 施策展開に向けて	9
1. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	9
(1) 社会環境の変化	9
(2) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の状況	15
(3) 在宅での子育て支援について	16
(4) 一時預かりについて	18
(5) 要保護・発達に支援が必要な子どもについて	19
(6) 放課後児童健全育成事業（学童保育）について	21
2. 施策展開の基本的な考え方	23
(1) 戦略的に取り組むための考え方	23
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について	25
(3) 教育・保育施設の再編整備及び適正配置の考え方	25
第4章 事業計画の具体的な取り組み	26
1. 子どもの人口の見通し	26
2. 教育・保育提供区域の設定	27
3. 必要見込み量の算定方法について	28
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要	28
(2) 見込み量の算出方法の概要	29
(3) 必要見込み量の概要	29
4. 就学前子どもの学校教育・保育の見込み量及び確保策について	30
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保策について	34
(1) 延長保育（時間外保育）事業	34
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	35
(3) 地域子育て支援拠点事業	37
(4) 一時預かり事業・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライ	

トステイ)・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) .....	37
(5) 病児保育事業 .....	42
(6) 利用者支援事業 .....	43
(7) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) .....	44
(8) 妊婦健診 .....	45
(9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	45
6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容 .....	46
(1) 子ども園・認定こども園の普及に係る基本的考え方 .....	46
(2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策 .....	46
(3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策 .....	46
(4) 幼稚園及び保育所(園)と小中学校との連携の推進方策 .....	47
7. その他に重点を置く施策について .....	48
(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実 .....	48
(2) 児童虐待防止対策の充実 .....	48
(3) 発達障害・愛着障害を含めた特別支援体制の充実 .....	49
(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進 .....	50
(5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保に関する事項 .....	50
(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 .....	51
(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	51
第5章 計画の推進に向けて .....	52
1. 推進体制の整備 .....	52
(1) 庁内の推進体制 .....	52
(2) 関係機関等との連携 .....	52
2. 計画の進捗状況の点検・評価 .....	52

# 第1章 計画の基本的な趣旨

## 1. 計画策定の趣旨

南房総市（以下「本市という。」）では、平成26年度に「(第1期)南房総市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かり事業や地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）などの子育て支援の事業について提供体制を計画し、推進してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、子ども家庭総合支援拠点としての「南房総市教育相談センター」の設置（平成29年4月）をはじめ、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化、全国的な待機児童の発生等が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や、「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿の確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を中心に、本市の子どもや子育て世帯が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「(第1期)南房総市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、本市独自の幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期南房総市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
← (第1期)子ども・子育て支援事業計画 →					← 第2期子ども・子育て支援事業計画 →				

### 3. 計画の法的根拠等

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わなければならないこととされています。

また、「南房総市総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、本市の関連計画との整合性を図り策定するものです。さらに、「南房総市総合計画」における子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、計画の推進にあたります。

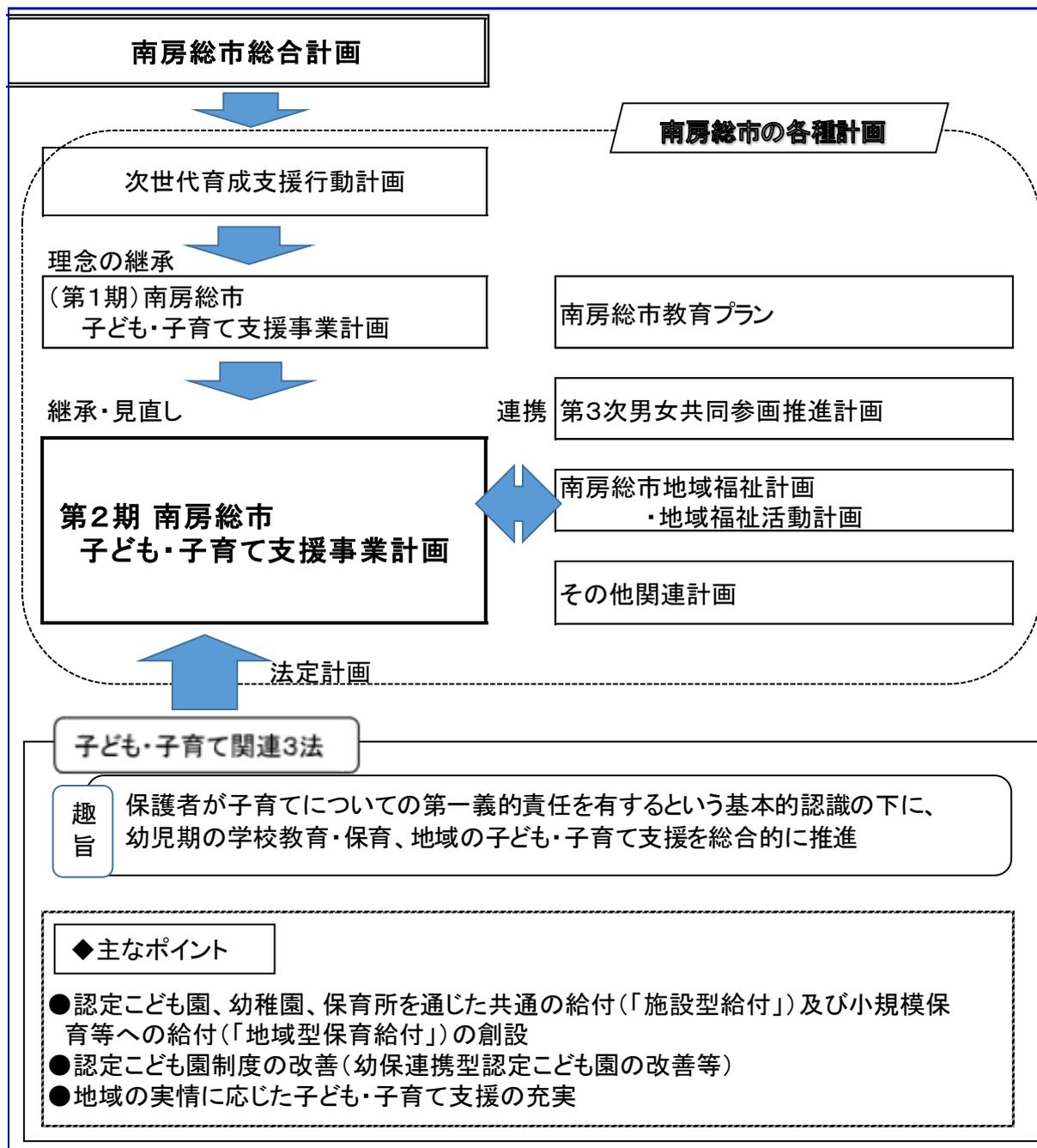
### 4. 計画対象

南房総市に在住する妊婦、12歳以下の子ども及び子どもを養育している方のすべてを対象とします。

### 5. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「南房総市総合計画」を最上位の計画とし、子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けます。

また、「南房総市次世代育成支援行動計画」の理念を継承した「(第1期)南房総市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として位置づけ、その他の市の関連計画との整合性に留意して策定します。



## 6. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画の策定の先立ち、子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前の子ども、小学校児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成すると共に、アンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① アンケート調査概要

●調査地域：南房総市全域

●調査対象者：

(1) 市内に住所を有する、市立幼稚園・小学校に在籍する児童の保護者

(2) 市内に住所を有する、0歳～5歳児の保護者（(1)と重複する者を除く）

●抽出方法：調査対象者(1)……全児童の保護者に配布

調査対象者(2)……住民基本台帳から抽出した世帯の全てに配布

●調査期間：平成30年12月12日～平成31年1月11日

●調査方法：調査対象者(1)……幼稚園又は小学校を通じて配布・回収

調査対象者(2)……郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
市内に住所を有する幼稚園・小学校に在籍する園児・児童の保護者	1,237	1,017	82.2%
市内に住所を有する0～5歳児の保護者	333	144	43.2%
合計	1,570	1,161	73.9%

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 【 基本理念の継承 】

#### 『子どもの笑顔と活力があふれるまち』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもが健やかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育ち・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

「南房総市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継いだ「(第1期)南房総市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。

### 2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。本市では、次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

#### (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

## **(2) 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します**

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」においても貧困の連鎖を防止するための施策の拡充が求められています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

## **(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します**

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の南房総市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

## **(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します**

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいま

す。

また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長の過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

### 3. 本計画の基本的な考え方

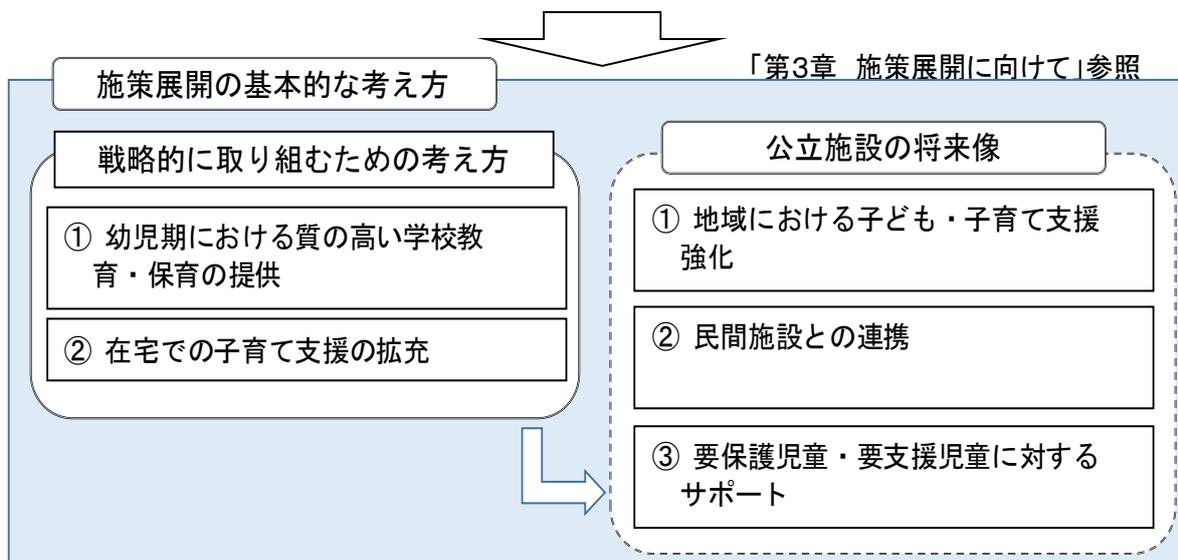
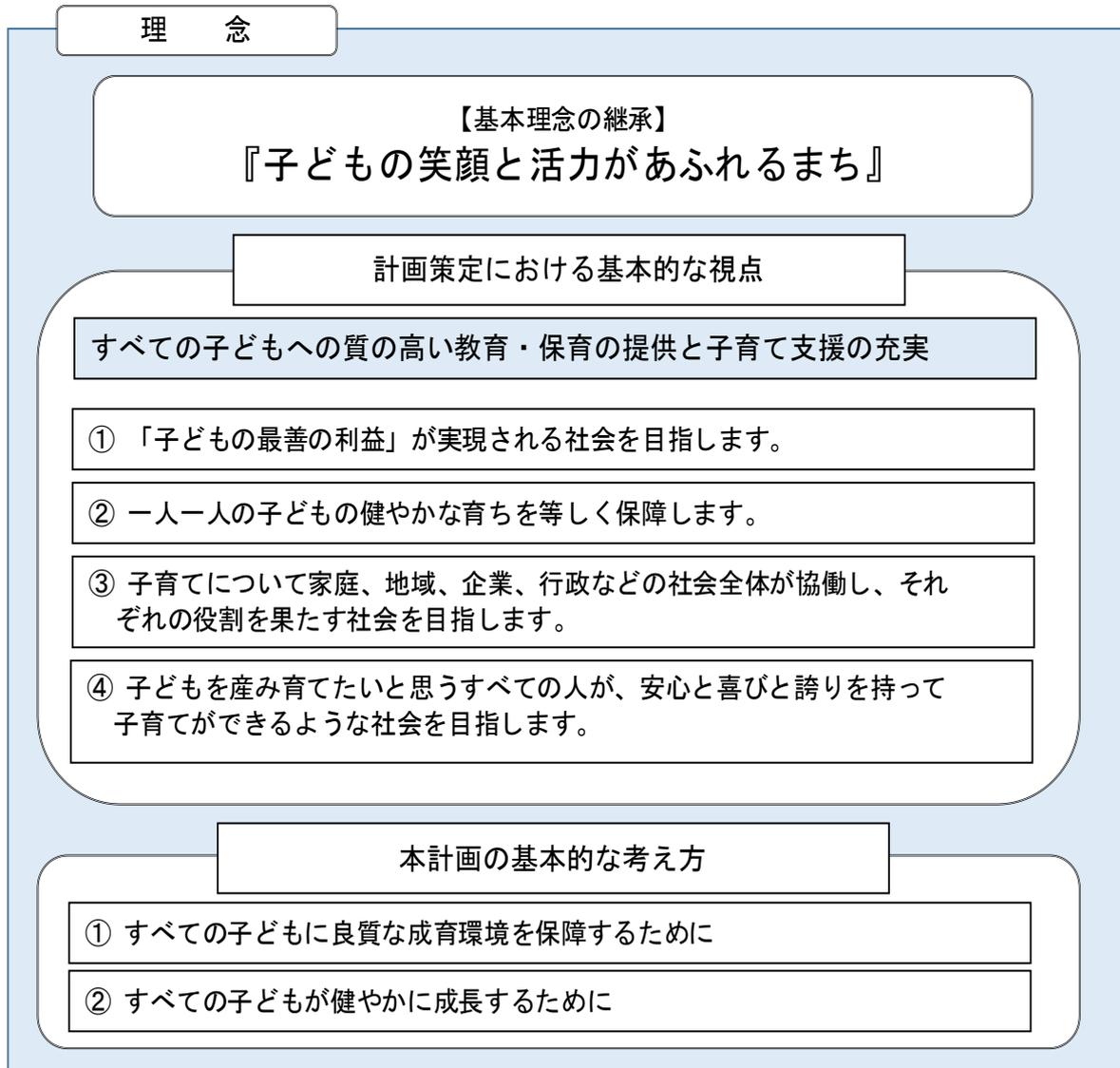
#### (1) すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

市は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

#### (2) すべての子どもが健やかに成長するために

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

## 計画の考え方



# 第3章 施策展開に向けて

## 1. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

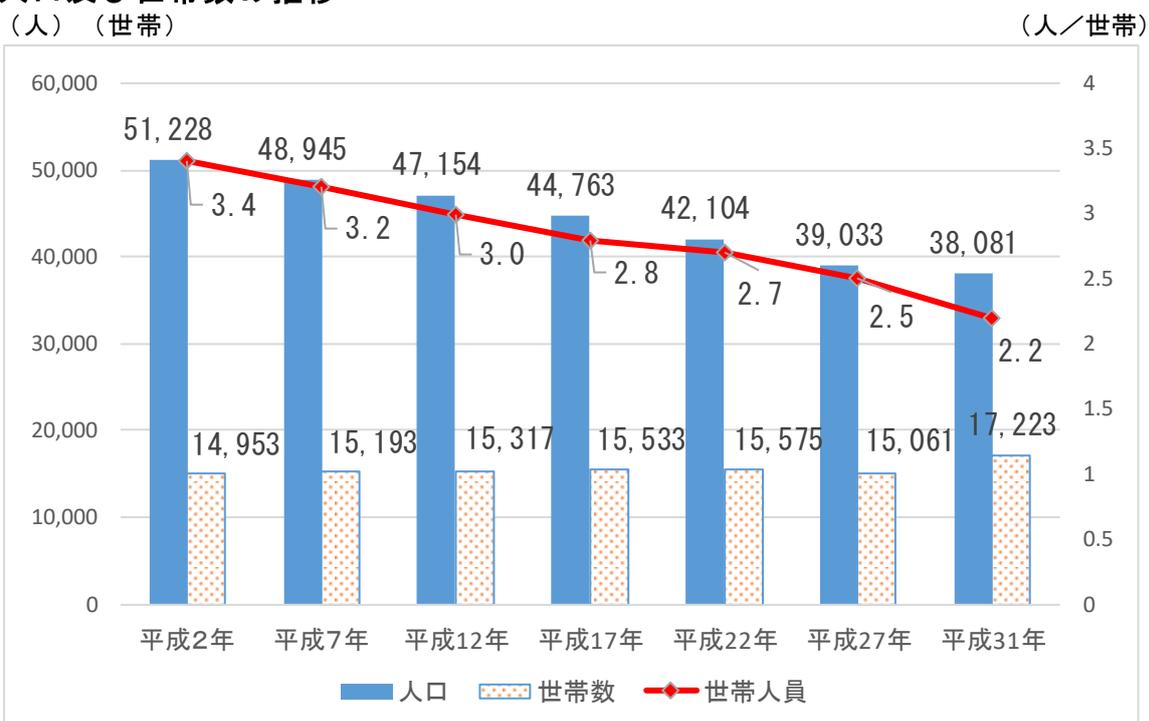
### (1) 社会環境の変化

#### ① 人口減少・少子高齢化・核家族化

#### ● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成31年の住民基本台帳によると、南房総市の人口は38,081人、世帯数は17,223世帯、1世帯当たりの人員数は2.2人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

### 人口及び世帯数の推移

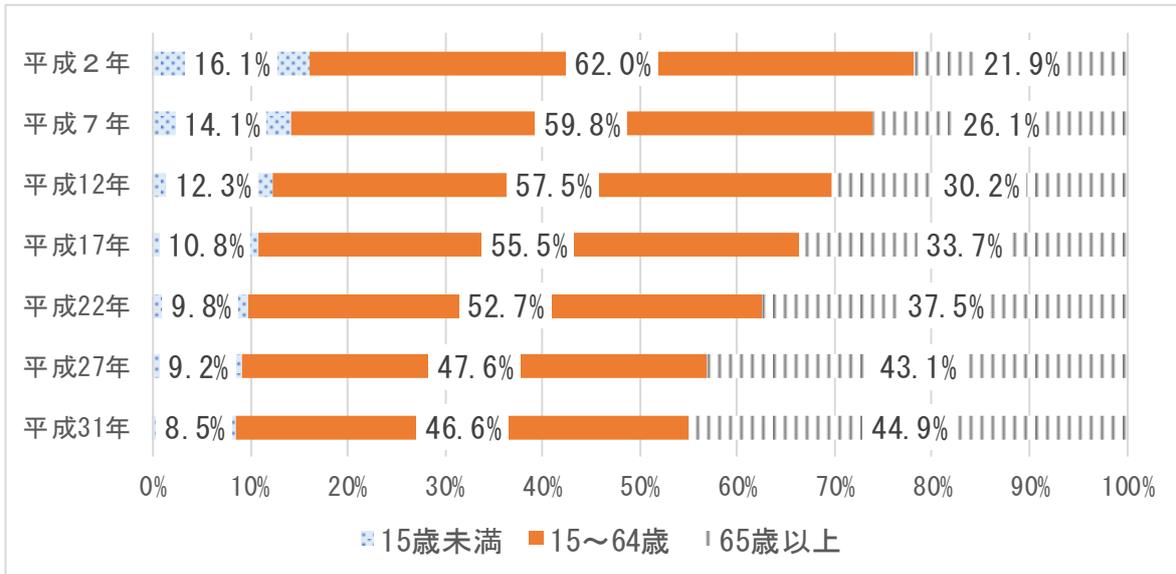


資料：H2～H27は国勢調査  
H31は住民基本台帳（4月1日現在）

#### ● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区分別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年（16.1%、62.0%）から減少し、平成31年にはそれぞれ8.5%と46.6%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の21.9%から増加し、平成31年には44.9%となっています。

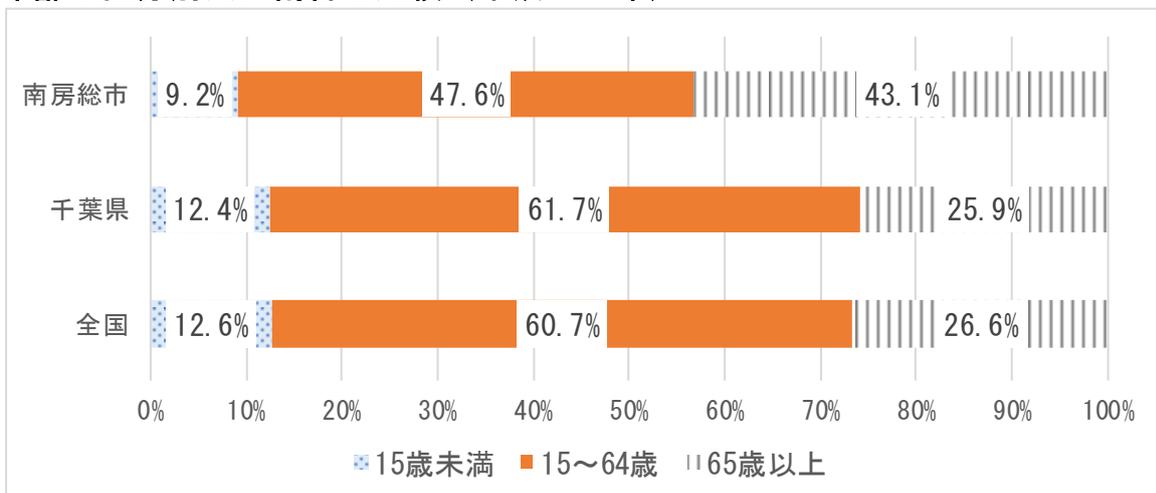
### 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（H31は住民基本台帳（H31.4.1現在））

千葉県や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

### 年齢3区分別人口割合の比較（平成27年）

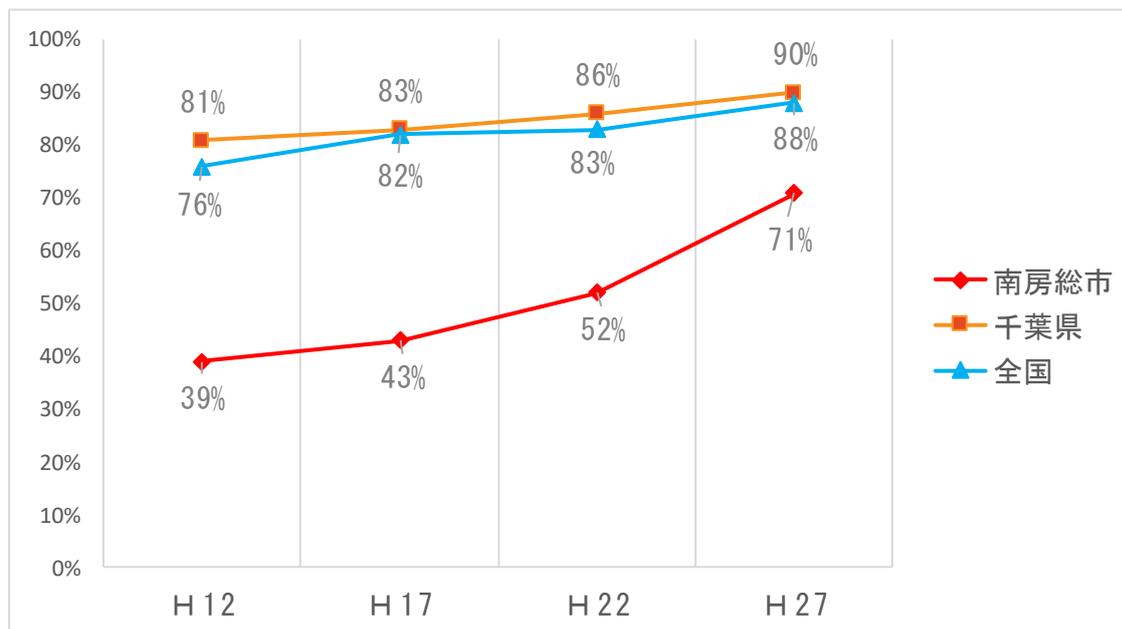


資料：国勢調査

#### ●子育て家庭の核家族化が進行

子育て家庭の核家族化（平成27年 南房総市71%、千葉県90%、全国88%）や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。

## 子育て家庭（20歳未満の未婚の子どもがいる家庭）の核家族率の推移



資料：国勢調査  
 ※H27は定義の変更あり(H22以前は18歳未満の子どもがいる家庭)

### ●ひとり親家庭は高止まり傾向

20歳未満の未婚の子どもがいる家庭のうちで、ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯は平成12年の94世帯から平成27年には109世帯となっています。父子世帯は平成12年の18世帯から平成27年には15世帯となっています。

### ひとり親家庭（20歳未満の未婚の子どもを養育する家庭）の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	94	100	115	109
父子世帯	18	15	24	15

資料：国勢調査  
 ※H27は定義の変更あり(H22以前は18歳未満の子どもがいる家庭)

### ●出生数の減少

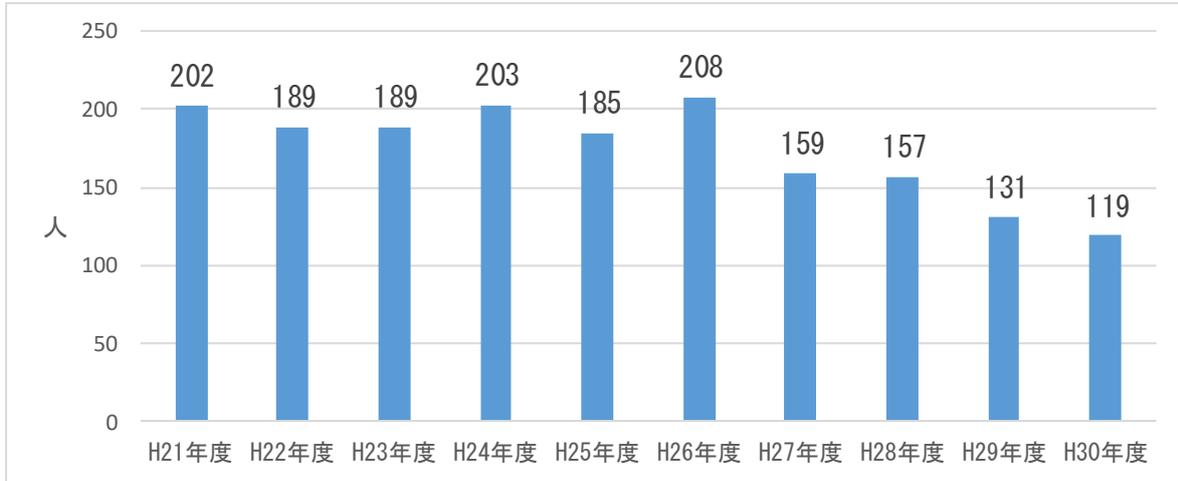
出生数の推移をみると出生数は年々減少傾向にあり、平成30年度には119人となっています。

## 出生数の推移

(単位：人)

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
202	189	189	203	185	208	159	157	131	119

資料：住民基本台帳



## ●合計特殊出生率の減少

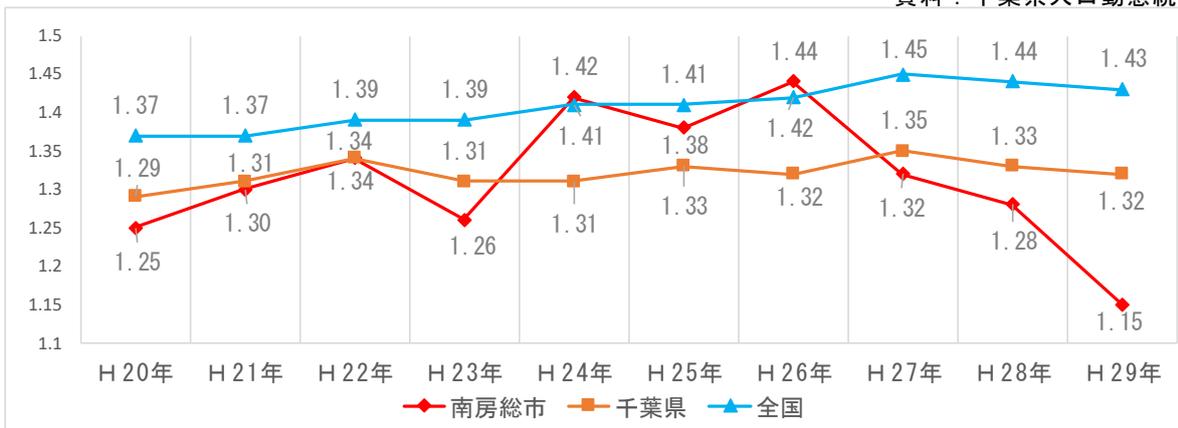
女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率の推移をみると、本市では平成24年、平成26年に全国、千葉県を上回る増加があったものの、平成29年には1.15と大きく減少しています。

全国、千葉県の平均よりも割合は低くなっており、深刻な少子化が続いているといえます。

## 合計特殊出生率の推移（暦年）

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
南房総市	1.25	1.30	1.34	1.26	1.42	1.38	1.44	1.32	1.28	1.15
千葉県	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32	1.35	1.33	1.32
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：千葉県人口動態統計



## ② 就労について

### ●母親の就労状況

アンケート調査により母親の就労状況をみてみると、「フルタイムで就労している」・「パート・アルバイト等で就労している」を合わせ82.4%と多く、子育て

中の母親が就労している家庭が多い状況が見受けられます。

### 母親の就労状況

	回答数	構成比
フルタイムで就労している (産休・育休・介護休業中含む)	530	45.7%
パート・アルバイト等で就労している (産休・育休・介護休業中含む)	426	36.7%
以前は就労していたが、現在は就労していない	140	12.1%
これまでに就労したことがない	19	1.6%
不明	46	4.0%
合計	1,161	100%

資料：南房総市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(H30年度)

### ●子育て世代を含めた女性の就業率が全体的に上昇

女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

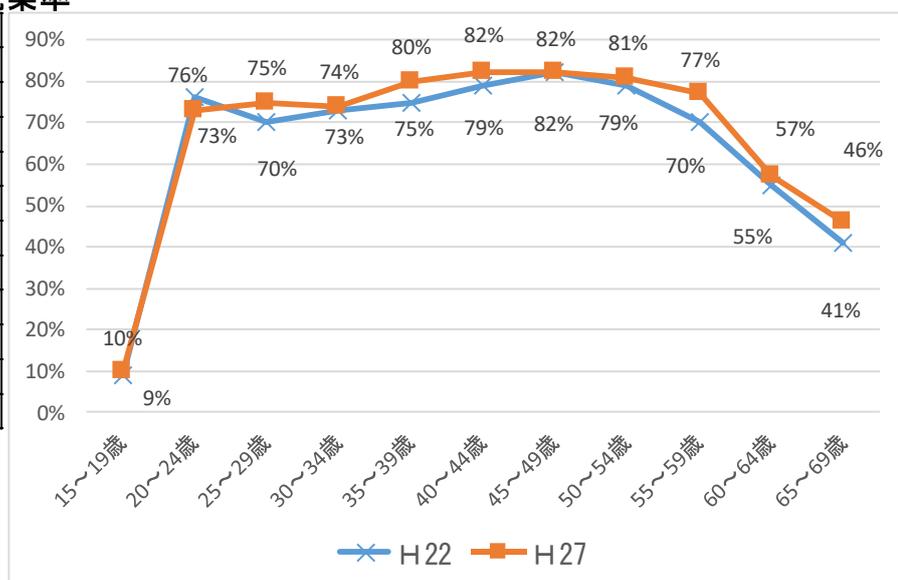
平成22年と平成27年の女性の年齢階級別就業率(就労人口/階級別総人口)をみると、平成22年はゆるやかなM字型のカーブを描いていますが、平成27年は特に25～29歳、35～39歳の就業率が上昇し、女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっています。

また平成22年に対して平成27年は、ほぼ全ての年代で就業率が上がっており、子育て世代を含めた女性の就業率は上昇傾向にあることがうかがえます。

### 女性の年齢階級別就業率

	H22	H27
15～19歳	9%	10%
20～24歳	76%	73%
25～29歳	70%	75%
30～34歳	73%	74%
35～39歳	75%	80%
40～44歳	79%	82%
45～49歳	82%	82%
50～54歳	79%	81%
55～59歳	70%	77%
60～64歳	55%	57%
65～69歳	41%	46%

資料：国勢調査



③ 子どもの人数の状況

小学6年生以下（0～11歳）の子どもの人数は、平成30年4月1日現在2,536人です。このうち、就学前子どもの数は1,103人、小学生児童数は1,433人となっています。小学6年生以下の子どもの人数は、平成21年から平成30年にかけて、798人減少しています。

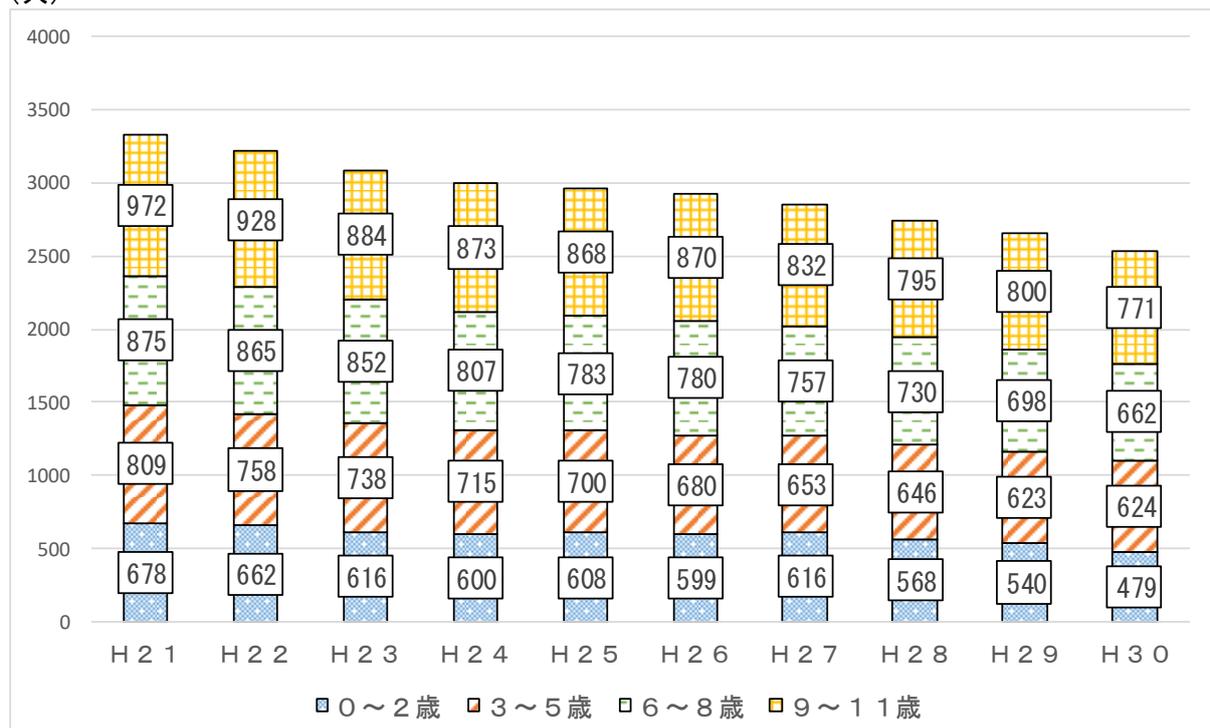
子ども人口の推移

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
<b>就学前子ども人口</b>										
0歳	217	205	187	185	200	181	206	162	156	125
1歳	232	220	209	205	193	214	191	209	174	168
2歳	229	237	220	210	215	204	219	197	210	186
3歳	261	233	244	226	211	223	208	211	196	201
4歳	266	259	234	251	236	222	221	212	220	200
5歳	282	266	260	238	253	235	224	223	207	223
計	1,487	1,420	1,354	1,315	1,308	1,279	1,269	1,214	1,163	1,103
<b>小学校児童人口</b>										
6歳	298	280	267	256	245	262	238	223	230	205
7歳	280	304	280	268	264	252	266	239	223	233
8歳	297	281	305	283	274	266	253	268	245	224
9歳	312	292	284	301	284	279	270	257	270	244
10歳	325	310	293	280	305	283	278	263	260	267
11歳	335	326	307	292	279	308	284	275	270	260
計	1,847	1,793	1,736	1,680	1,651	1,650	1,589	1,525	1,498	1,433
<b>小学校以下子ども人口</b>										
	3,334	3,213	3,090	2,995	2,959	2,929	2,858	2,739	2,661	2,536

資料：住民基本台帳

(人)



## (2) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の状況

平成31年4月現在、市内には、幼稚園が6園(すべて公立幼稚園、定員880人)、保育所(園)が8園(公立保育所5園、私立保育園3園、定員491人)、認定こども園が1園(私立認定こども園1園、定員65人)あり、771人の子どもが在籍しています。子どもの数が年々減少する中であって、幼稚園・保育所(園)・認定こども園の入所者数は、子どもの減少の割合ほど減っていない傾向にあります。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳児	24	24	16	27	32	36	29	33	24	23
1歳児	54	83	80	79	83	89	88	97	87	73
2歳児	82	84	96	102	97	116	116	110	115	106
3歳児	116	106	112	108	135	114	137	132	124	130
4歳児	21	25	22	30	23	26	24	19	13	14
5歳児	32	15	28	21	28	30	23	21	17	12
合計	329	337	354	367	398	411	417	412	380	358

※管外受託含む

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
4歳児	237	209	225	209	199	201	190	210	188	184
5歳児	232	242	208	234	212	196	206	188	217	189
合計	469	451	433	443	411	397	396	398	405	373

※区域外就園含む

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳児	2	2	1
1歳児	6	8	8
2歳児	10	7	10
3歳児	9	13	8
4歳児	6	3	10
5歳児	2	6	3
合計	35	39	40

※管外受託含む

資料: 南房総市教育委員会子ども教育課

### ●幼稚園が実施する預かり保育について

南房総市では、小学校に入学する前には幼稚園教育を受けさせたいという保護者意識が強く、保育の必要な子どもを含め、4歳になると9割程度の子どもが幼稚園に入園する状況があります。このことから公立の幼稚園では預かり保育を実施し、通常の幼稚園教育以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

幼稚園での預かり保育の実施箇所数をみると、平成28年度からは市内6箇所で開催しています。また、延べ利用者数についても近年は大きく増加しています。

### 幼稚園の預かり保育の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延利用者数	21,880	24,792	21,788	29,609	39,890	46,129	51,887
箇所数	4	4	4	4	6	6	6

資料: 南房総市教育委員会子ども教育課

### (3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の子どものうち、在宅で子育てをしている人が50%（432人中218人）となっています。

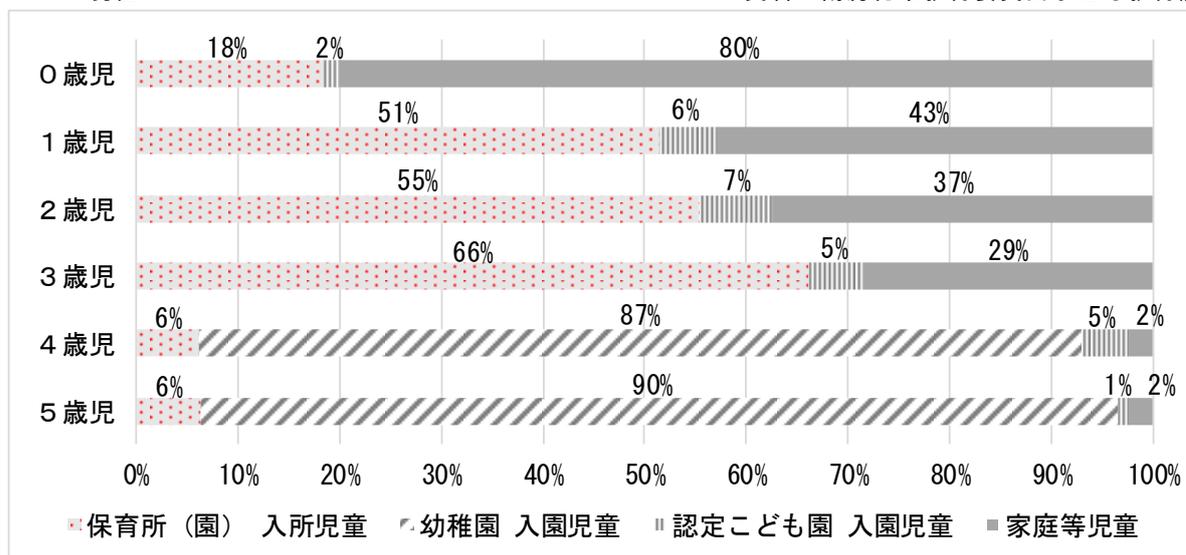
#### 家庭で子育てをしている子どもの現状

(単位：人)

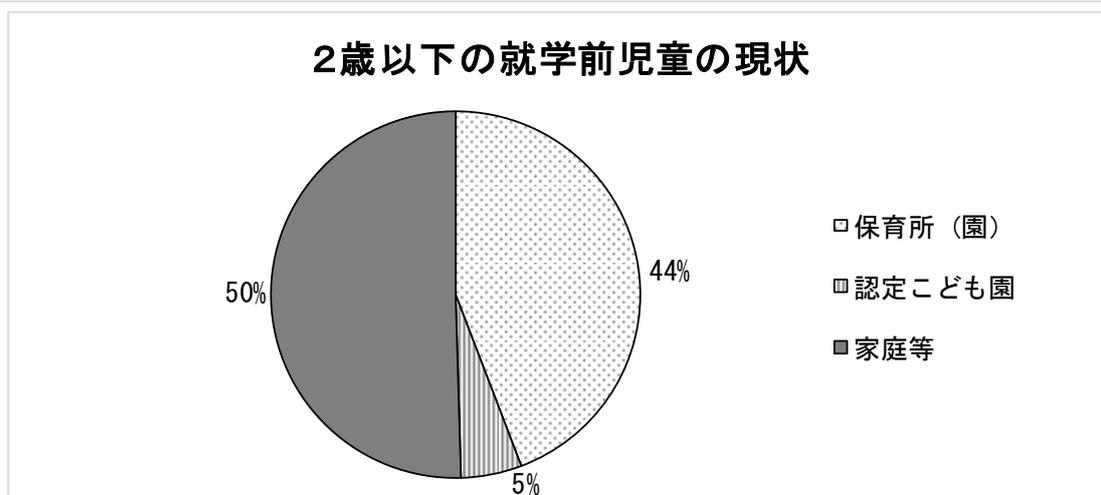
	就学前 子ども数 A	保育所(園) 入所者数 B	幼稚園 入園者数 C	認定こども園 入園者数 D	計 E=B+C+D	家庭等児童数 A-E
0歳児	115	21	—	2	23	92
1歳児	138	71	—	8	79	59
2歳児	179	99	—	13	112	67
3歳児	189	125	—	10	135	54
4歳児	212	13	184	10	207	5
5歳児	207	13	187	2	202	5
合計	1,040	342	371	45	758	282

H31. 4. 1現在

資料：南房総市教育委員会子ども教育課



#### 2歳以下の就学前児童の現状



このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（にこにこ広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターにおける育児支援、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園や保育所(園)

及び認定こども園において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

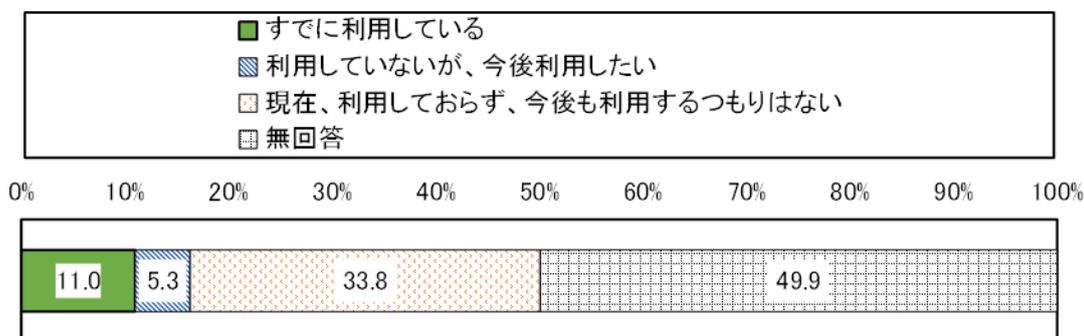
市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成21年度に開設しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センター、公立・私立保育所（園）及び認定こども園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放、子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。

公立幼稚園においても預かり保育又は体験入園等、地域・家庭との連携のもと、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を担ってきました。

しかしながら、子育て支援センターの利用状況をみると、アンケート調査の結果から、利用状況・利用意向について回答のあった人のうち、利用していない人又は利用意向のない人が6割以上もいるといった状況があります。「利用していない」や「利用意向がない」という回答が多い要因としては、必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや、近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

### 子育て支援センターの利用状況

(n=1,161)



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て支援の充実に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また、公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

#### (4) 一時預かりについて

公立保育所の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は年度によってばらつきがあり、近年は平成27年度をピークに減少しています。これは本市の一時預かり事業が、保育士定数又は施設の入所可能な範囲内で受け入れる余裕活用型で実施しており、保育士の確保が困難な年度と、比較的余裕のある年度によって差が生じていることが理由の一つと考えられます。

アンケート調査の結果から、私用等で不定期に利用している事業の状況をみると、就学前の子どものいる家庭のうち一時預かり事業を利用している人は、3歳未満児が6.3%、3歳児以上が17.1%と、利用者が少ない状況が認められます。

しかし、不定期の一時預かり事業の利用意向に関する調査では、小学生以下の23.7%について利用希望があり、ニーズに対応できる公立保育所の一時預かりやファミリー・サポート・センター等の体制の確保が課題となっています。

#### 公立保育所の一時預かりサービスの利用者数

(単位：人)

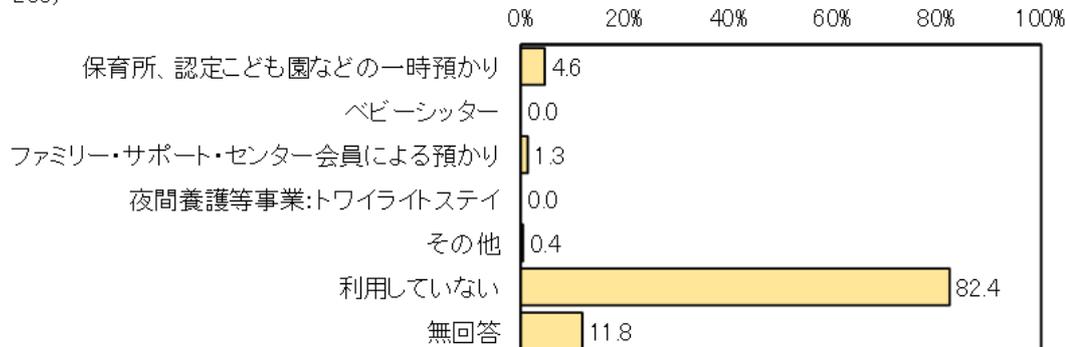
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延利用者数	248	117	197	197	160	329	333	276	170

資料：南房総市教育委員会子ども教育課

#### 私用等で不定期に利用している事業〈複数回答〉

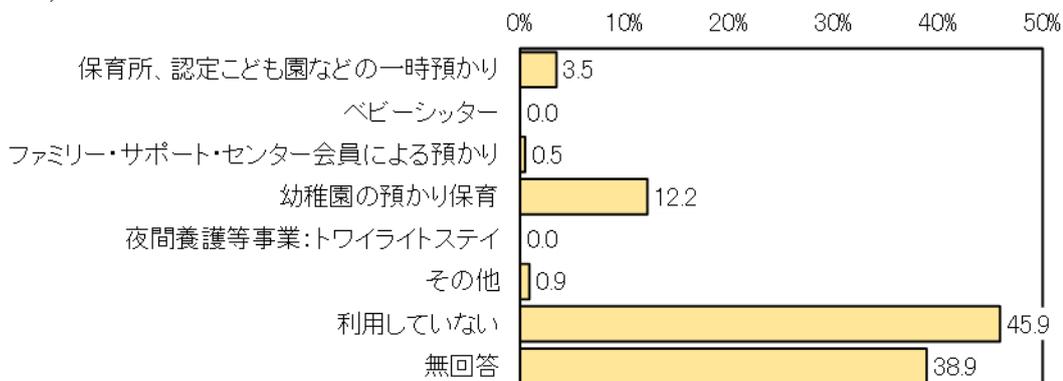
##### 【0歳～2歳】

(n=238)



##### 【3歳～5歳】

(n=434)

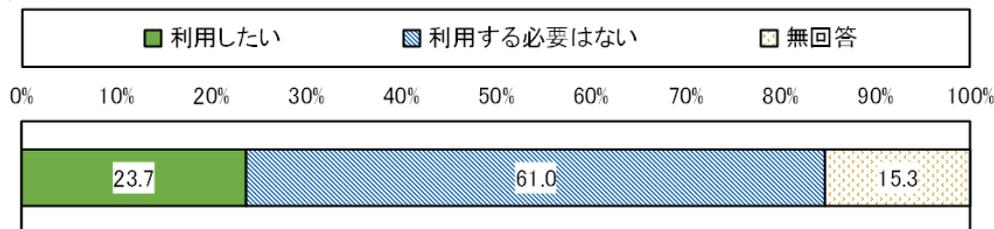


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

## 私用等による不定期の一時預かり事業の利用意向

【0歳～11歳】

(n=1,161)



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前の子どもで、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、一時的に児童を保育所で受け入れる事業
-------	--

### (5) 要保護・発達に支援が必要な子どもについて

#### ① 児童虐待防止対策について

市が対応した家庭児童相談件数は、平成30年度は37件となっており、このうち虐待相談は26件となっています。児童虐待に対する認知度が上がったことにより虐待ケースが顕在化し、虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待発生の予防では、妊娠期からの母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、母子健康手帳の交付や新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などにより、早期に状況を把握し、子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で特定妊婦や子どもを守る支援体制が必要です。本市では、すでに設置されている南房総市要保護児童対策地域協議会（要対協）の機能を充実させるとともに、児童福祉法の改正で定めた子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）をいち早く設置しました。支援拠点は、家庭児童相談業務を担うとともに、要対協の関係機関調整機能も果たしています。このようなことを通して、各機関が適切な役割分担のもと、家庭、児童に関する情報を共有しています。併せて福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。なお、支援拠点は教育委員会子ども教育内に設置し、南房総市教育相談センターの名称で業務を行っています。

このように、本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように、虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

## 本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

(単位：件)

	家庭児童相談受付件数	
		うち虐待相談受付件数
平成21年度	20	11
平成22年度	18	15
平成23年度	27	19
平成24年度	42	35
平成25年度	26	17
平成26年度	34	26
平成27年度	38	25
平成28年度	80	55
平成29年度	46	24
平成30年度	37	26

※対象児童：18歳未満

資料：南房総市教育委員会子ども教育課

### ② 障害児支援について

乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合もしくは保育所（園）・幼稚園・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。このような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて切れ目ない支援を行っていくために、乳幼児健診後、関係機関の連携のもとで、子育て支援センターを拠点に、相談や指導、専門機関の紹介などを行っています。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童デイサービス事業や日中一時支援などを展開しています。

また、保育所、幼稚園、小学校では可能な限り障害のある子どもや発達に遅れのある子どもを受け入れ、一人一人に「個別の支援計画」を作成し、教育・指導や生活支援などに取り組んでいます。各保育所、幼稚園、小学校では特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、支援が必要な園児、児童が円滑に生活を送ることができるよう専門機関との連携の中で専門的知識を持った者による巡回相談や特別支援教育相談員派遣業務などを行っています。また、特別支援教育の効果的な推進に向け教職員の研修を定期的実施しています。

障害児への地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となっています。現状ではサービスの総量不足や児童発達支援センターなどの拠点となる施設がないなどが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

## (6) 放課後児童健全育成事業（学童保育）について

南房総市の公設の放課後児童健全育成事業（学童保育）は、小学校低学年（1年生から4年生）を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童を預かり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。子ども・子育て支援新制度の開始により、児童福祉法の規定により「おおむね10歳未満」とされていた学童保育の対象が「小学校に就学している児童」というように対象が明確化されました。

学童保育の利用状況は年々増加傾向にあり、平成30年度の利用者数は359人となっています。

学童保育のニーズに関しては、現在利用している人で平日に小学校5、6年生まで利用したい人は31%となっています。利用児童の対象の拡大もされた中、高学年の児童を含めた受け入れ体制の整備が課題となっています。

### 学童保育利用者数の推移

（単位：人・箇所）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数	151	108	167	251	265	282	304	364	359
箇所数	8	8	8	8	8	8	7	8	8

※夏休み等の長期休業時のみ利用の児童も含む

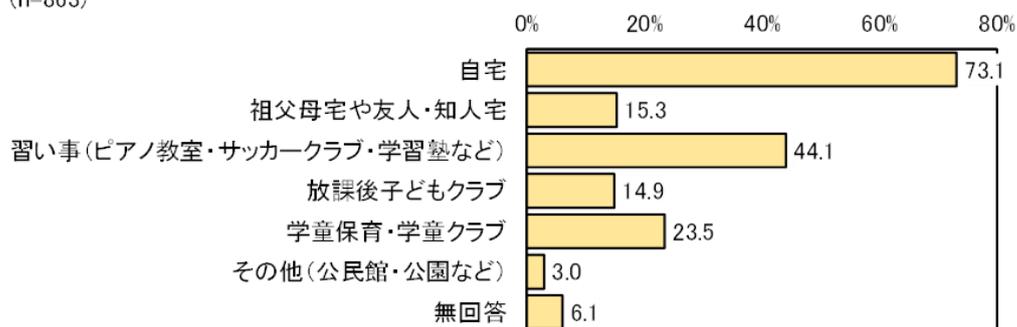
資料：南房総市教育委員会子ども教育課

また、次代を担う人材を育成する観点から、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、放課後等に全ての子どもたちを対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」を推進していく必要があります。その際、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的又は連携した実施について検討する必要があります。

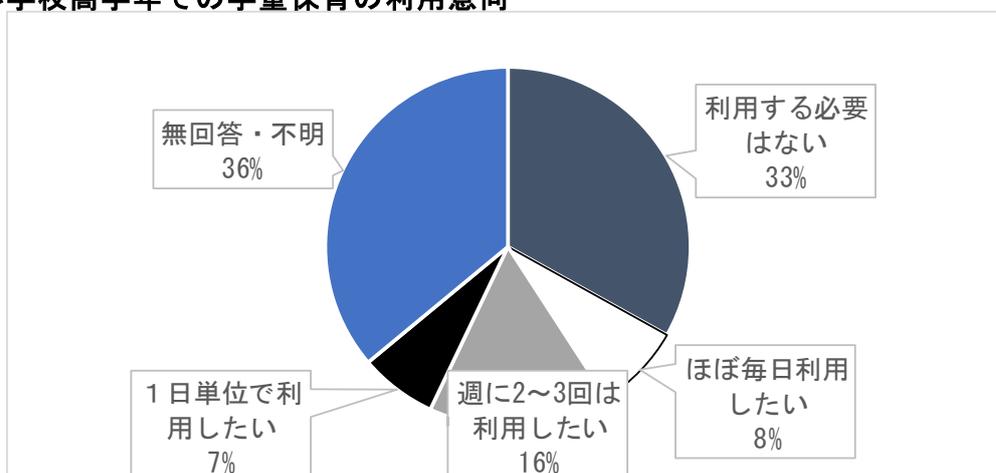
### 小学生の放課後の過ごし方

【小学1年生～小学6年生】現在の過ごし方〈複数回答〉

(n=863)



### 小学校高学年での学童保育の利用意向

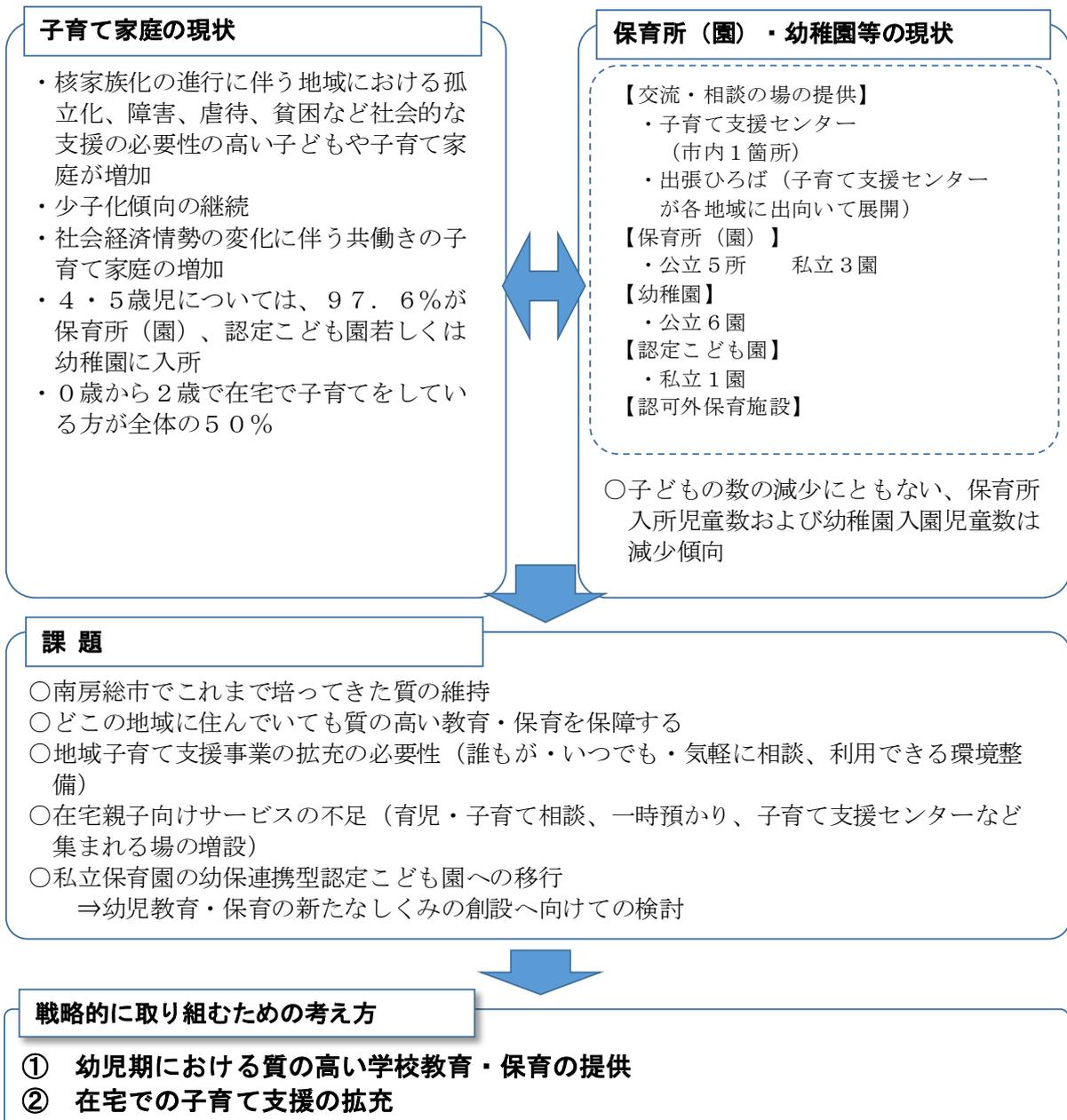


資料：南房総市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

## 2. 施策展開の基本的な考え方

### (1) 戦略的に取り組むための考え方

地域での様々な子育て支援を充実していく中で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を推進していくこととします。



## ① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎を培う重要な時期であるといえます。就学前の子ども人口が減少している中で、幼児期に培わなければならない「豊かな心」、「健やかな身体」をつくるための適正な規模の子ども集団を確保できる環境整備を行う必要があります。また、各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、子どもの発達を踏まえた一貫性のある、より質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市が取り組んでいる幼保一体化の推進は、就学前の子どもに係る保育・教育を一体のものとして捉え、一貫した体制のもとで提供するものであり実質、「認定こども園」の機能を備えたものです。また本市では、就学前の子どもに係る保育・教育及び子育て支援における業務を一元化し、教育委員会に所管させる組織機構の改革も行っています。教育委員会は幼児教育はもとより、公立小学校・中学校における学校教育を所管し、教育についての専門性を有している組織であり、この専門性を活かし、さらに質の高い幼児期の学校教育・保育を提供するための取り組みの充実を図っていきます。

## ② 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による子ども人口の減少、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い家庭の増加によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て支援等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民とのつながりを持とうとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきました。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように、子育てに関するアプリの充実やSNSなどインターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行うことにより情報提供・相談機能の充実を図ります。また教育・保育の事業の拡充に伴って、人材の確保が必要となることから、保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こし等を図ります。さらに地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的

な預かりの充実などに取り組みます。

これまで本市の幼稚園や保育所（園）、認定こども園が取り組んできた実績を生かしながら、在宅での子育て支援においても、さらに質を向上できるように努めます。

## （２）公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として３つの柱を基本とします。この３つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

### 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

- ① 地域における子ども・子育て支援機能の強化  
地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設を地域における子育て支援の中核施設として位置づけるとともに、子ども家庭総合支援拠点の機能を強化することでより充実した支援を展開していきます。
- ② 民間施設との連携の工夫  
公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園、認定こども園及び地域の小中学校との交流をより一層図る必要があります。
- ③ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート  
関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を果たし、加えて養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。
- ④ 子育て支援包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携  
「子育て包括」と「支援拠点」の機能や役割を明確にし、日常的な情報共有と協議により強固な連携・連動により支援を充実させていきます。

## （３）教育・保育施設の再編整備及び適正配置の考え方

本市の教育・保育施設を再編・整備するうえにおいて、次の考え方を基本とします。

### ① 幼保一体化及び保幼小中一貫教育の推進

就学前の子ども人口が減少している中で、適正な規模の子ども集団を確保していくため、本市がこれまで行ってきた幼保一体化の取り組みを今後も継続します。

また、地域の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校を中学校区単位の学園とし、連携した教育を行う保幼小中一貫教育を推進していきます。

０歳から１５歳までの１５年教育により、一人一人に対応した保育・教育の実現や、「知」に関わる実践の中で「情」と「意」を育てることを基本とする「知・情・意」一体の理念を持ち、非認知能力を育成するため、それぞれの教育段階の教職員が目指す子ども像を共有するとともに１５年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育の展開を進めます。

## 第4章 事業計画の具体的な取り組み

### 1. 子どもの人口の見通し

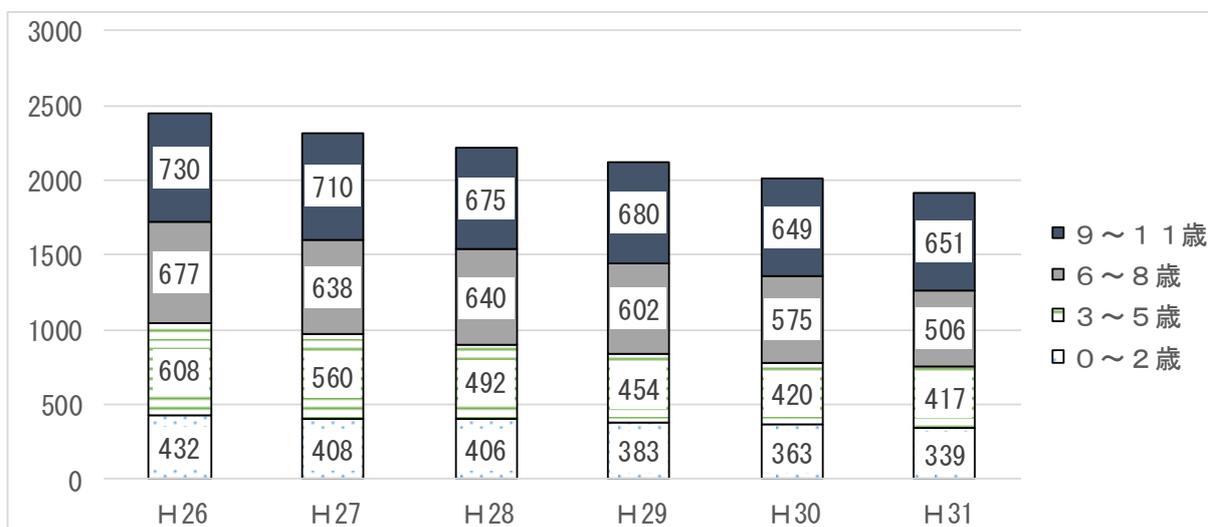
平成31年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本市の子ども人口（0～11歳）は2,447人で、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、令和6年には1,913人になり、5年間で534人の減少が見込まれます。

#### 子ども人口の推計

(単位：人)

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	115	128	121	113	108	98
1歳	138	144	136	129	121	115
2歳	179	136	149	141	134	126
0～2歳計	432	408	406	383	363	339
3歳	189	170	133	145	137	130
4歳	212	185	173	135	147	139
5歳	207	205	186	174	136	148
3～5歳計	608	560	492	454	420	417
6歳	231	203	207	188	176	138
7歳	212	227	204	208	189	177
8歳	234	208	229	206	210	191
6～8歳計	677	638	640	602	575	506
9歳	225	240	211	232	209	213
10歳	244	225	238	209	230	207
11歳	261	245	226	239	210	231
9～11歳計	730	710	675	680	649	651
合計	2,447	2,316	2,213	2,119	2,007	1,913

資料：平成31年実績・・・住民基本台帳・外国人登録台帳（4月1日）  
令和2年～令和6年推計・・・コーホート変化率法により算出



## 2. 教育・保育提供区域の設定

これまで述べてきたように本計画では幼稚園・保育所（園）・認定こども園や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」、「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前の子どもの教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定をします。

本計画では、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前の子どもの教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。

自治体は、設定したこの教育・保育提供区域に基づき、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

教育・保育提供区域は、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本市では、子どもの人口を踏まえ市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、市域全体をそのまま教育・保育提供区域として捉え、1区域に設定し、計画期間である令和2年度から令和6年度における市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、この需要に対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

### 3. 必要見込み量の算定方法について

#### (1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前の子どもの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

施設・事業		対象年齢	
1	教育・保育	1号認定 教育標準時間認定 3～5歳	
2		2号認定 保育認定①(幼稚園) 3～5歳	
		保育認定② 3～5歳	
3	3号認定 保育認定③ 0～2歳		
4	地域子ども・子育て支援事業の一部	延長保育(時間外保育)事業 0～5歳	
5		放課後児童健全育成事業 1～3年生、4～6年生	
6		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別) 対象は0～18歳 見込み量は0～5歳	
7		地域子育て支援拠点事業 0～2歳	
8		一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
			0～5歳
9		病児保育事業 対象は0～5歳、1～6年生 見込み量は0～5歳	
10		子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生	
11		利用者支援事業 0～5歳、1～6年生	

※ 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)のことです。2号認定のうち、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)のことです。

## **(2) 見込み量の算出方法の概要**

就学前の子どもの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

## **(3) 必要見込み量の概要**

令和2年度から令和6年度までの間の各年度の供給量を見積り、供給量と見込み量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は見込み量から供給量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、令和2年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である令和6年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

#### 4. 就学前子どもの学校教育・保育の見込み量及び確保策について

##### ① 教育（幼稚園）【1号認定、2号認定（3歳以上児）】

実績(人)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
393	390	381	400	384

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	249	218	203	187	186
1号認定	127	111	103	95	95
2号認定	122	107	100	92	91
①量の見込み【補正後】	368	339	292	267	271
1号認定	188	173	149	136	138
2号認定	180	166	143	131	133
②確保の内容	895	895	895	895	895
特定教育・保育施設 (幼稚園)	880	880	880	880	880
(認定こども園)	15	15	15	15	15
①-②	△ 527	△ 556	△ 603	△ 628	△ 624

##### ①量の見込みの補正の考え方

実績では、減少傾向にあり、当初の推計でも減少傾向にあります。しかしH31年実績とR2年推計の乖離があるため、補正しました。【補正後】欄は、R2年以降の推計人口に過去5年(H27～H31)の最高就園率(94.3%)を乗じて算出。1号・2号の割合については国の手引きどおりの割合で算出しました。

##### ②確保の内容の方向性

2号認定のうち教育のニーズがある子どもについては、幼稚園の預かり保育で対応します。預かり保育の実施内容の充実を検討します。必要に応じて公立幼稚園の3歳児受け入れを検討します。補正後の見込み量に対し、不足がでることはありません。

② 保育（保育所（園））【2号認定（3歳以上児）】

実績(人)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
156	179	187	179	179

※各年度3月末現在

H31年度は10月1日現在

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	124	108	101	93	93
①量の見込み【補正後】	165	145	134	124	123
②確保の内容	250	250	250	250	250
特定教育・保育施設 (認可保育所)	221	221	221	221	221
(認定こども園)	29	29	29	29	29
①－②	△ 56	△ 76	△ 87	△ 97	△ 98

①量の見込みの補正の考え方

H31年度までの実績と比して推計の乖離が大きいため、補正しました。  
【補正後】欄は、R2年以降の推計人口に過去5年(H27～H31)の最高就園率(29.4%)を乗じて算出し

②確保の内容の方向性

補正後の見込み量に対し、不足が  
できることはありません。

③ 保育（保育所（園））【3号認定（1～2歳児）】

実績(人)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
209	208	215	213	197

※各年度3月末現在

H31年度は10月1日現在

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	140	143	135	128	121
①量の見込み【補正後】	174	177	168	159	150
②確保の内容	225	225	225	225	225
特定教育・保育施設 (認可保育所)	210	210	210	210	210
(認定こども園)	15	15	15	15	15
①－②	△ 51	△ 48	△ 57	△ 66	△ 75

①量の見込みの補正の考え方

実績では、ほぼ横ばいだが、当初の推計では減少傾向にあります。また、H31年実績とR2年推計の乖離が大きいため、補正しました。【補正後】欄は、H27年以降の推計人口に過去5年(H27～H31)の最高就園率(62.1%)を乗じて算出しました。

②確保の内容の方向性

1・2歳児の保育ニーズについては、就園率は増加傾向にありますが、対象人口の減少からゆるやかに減少していくものと考えられます。補正後の見込み量に対し、不足が生じることはありません。

④ 保育（保育所（園））【3号認定（0歳児）】

実績(人)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
70	73	67	62	46

※各年度3月末現在

H31年度は10月1日現在

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	43	41	38	36	32
①量の見込み【補正後】	43	41	38	36	32
②確保の内容	66	66	66	66	66
特定教育・保育施設 (認可保育所)	60	60	60	60	60
(認定こども園)	6	6	6	6	6
①－②	△ 23	△ 25	△ 28	△ 30	△ 34

①量の見込みの補正の考え方

H31年までの実績と比して実態に近いと思われることから当初の見込みをそのまま算出しました。

②確保の内容の方向性

0歳の保育ニーズについては、就園率は増加傾向にあるものの対象人口の減少が予想されることから、ゆるやかに減少するものと見込まれます。見込み量に対して不足が出ることはありません。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保策について

### (1) 延長保育（時間外保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間である11時間を超えた開所時間で保育を実施する事業です。本市では民間の保育園2園及び認定こども園1園が11時間以上の保育を実施しています。

実績(人)	推計(人)					
	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)		45	42	39	36	34
①量の見込み【補正後】		45	42	39	36	34
②確保の内容(箇所数)		2	2	2	2	2

※平成31年度は10月1日現在

#### ①量の見込みの補正の考え方

当初の見込みをそのまま算出しました。

#### ②確保の内容の方向性

今後5年間で、受け入れ施設の拡充に努めます。補助対象事業として実施する施設がある場合には協議します。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【学童保育（低学年）】

実績(上段:人 下段:箇所数)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
223	229	282	284	322
8	7	7	8	7

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)					
①量の見込み【補正後】	304	305	287	274	241

①量の見込みの補正の考え方

アンケートの内容から国の手引きどおりの算出が難しいため、実績に基づいて推計しました。  
【補正後】H31年度までの最高入所率(47.6%)を推計人口に乗じて算出しました。

【学童保育（高学年）】

実績(上段:人 下段:箇所数)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
85	75	82	75	59
8	7	8	8	7

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)					
①量の見込み【補正後】	73	69	70	67	67

①量の見込みの補正の考え方

アンケート調査では、国の手引きどおりの算出が困難なため、実績に基づく推計で算出しました。  
【補正後】H31年度までの最高入所率(10.22%)を推計人口に乗じて算出しました。

【学童保育（全体）】

実績(上段:人 下段:箇所数)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
282	304	364	359	407
8	7	8	8	7

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)					
①量の見込み【補正後】	377	374	357	341	308
②確保の内容	366	366	366	366	366
	箇所数				
	7	7	7	7	7
①-②	11	8	△ 9	△ 25	△ 58

②確保の内容の方向性

優先度の高い低学年及び高学年のうち4年生の受入れ体制を確保します。また、その他の5・6年生の利用希望に対しては、場所の確保や安心して過ごせる運営体制が必要であることから、小学校の余裕教室の活用や施設整備を図るとともに、放課後学習教室等との連携を図り、放課後の居場所づくりを進めます。

令和2年度及び令和3年度においては、量の見込みが確保の内容を上回っていますが、この数字には長期休業中のみの利用者や、週3日程度の利用者も含めています。一日当たりの受け入れ可能人数を勘案して柔軟に受け入れているため、実際には不足は生じないものと見込まれます。

老朽化や必要面積不足などの問題が生じた場合には整備を検討します。

5・6年生の長期休業中の居場所について、検討します。

### (3) 地域子育て支援拠点事業

就学前の子どもとその保護者を対象に、地域子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行う事業です。

実績(人回)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
6,377	5,905	4,775	4,449	3,202

H31年度は10月末時点での見込

推計(人回)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	697	692	654	618	577
①量の見込み【補正後】	3,795	3,776	3,562	3,356	3,153
②確保の内容 (開設箇所数)	1	1	1	1	1

#### ①量の見込みの補正の考え方

実績と当初の見込みに乖離があるため修正しました。  
【補正後】H27年度～H31年度の0～2歳の1人当たり平均利用日数(9.3回)を推計人口に乗じて算出しました。

#### ②確保の内容の方向性

国の手引きでは、開設箇所数を記載することとされています。  
事業の実施体制としては、子育て支援センターを中心とし、各中学校区を単位とした「出張ひろば」により事業展開を進めます。

### (4) 一時預かり事業・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

#### ○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に幼稚園、保育所等の場所において、一時的に預かる事業です。

従来は幼稚園が実施する預かり保育と一時預かりとは全く別の事業体系となっていました。新制度ではこの2つを合わせた総称が一時預かり事業となり、その中に幼稚園型と一般型として新たに位置づけられます。幼稚園型とは幼稚園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一方、一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている場合を対象としています。

ア) 幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

実績(上段:年間延べ人数・下段:箇所数)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
27,929	37,395	41,110	38,652	41,298
4	6	6	6	6

H31年度は見込み

推計(年間延べ人数)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	32,697	28,668	26,756	24,623	24,345
1号認定	1,481	1,302	1,196	1,108	1,099
2号認定	31,216	27,366	25,560	23,515	23,246
①量の見込み【補正後】	38,015	35,019	30,164	27,582	27,995
1号認定	1,711	1,576	1,357	1,241	1,260
2号認定	36,304	33,443	28,807	26,341	26,735
②確保の内容	38,015	35,019	30,164	27,582	27,995
箇所数	6	6	6	6	6
①-②	0	0	0	0	0

①量の見込みの補正の考え方

実績と推計に乖離があるため補正しました。  
【補正後】平成31年度までのうち最多の園児一人当たりの平均利用日数(103.3日)を推計した園児数に乘じました。

②確保の内容の方向性

公立幼稚園における預かり保育については、定員をおおむね35人としていますが、定員を超える利用についても需要に応じて柔軟に受け入れることとしていますので、量の不足は見込まれません。

イ) 一般型

当市の一時預かり事業はすべての施設で余裕活用型で行われています。必要保育士数に余裕があるときのみの利用に限られるため、入所人数が増加する年度末に近づくにしたがって、利用がしづらくなる実情が見受けられます。

一時預かりの利用しにくさとしては、利用目的が就労・リフレッシュ・通院など多岐にわたるものの対応する事業形態がないことや、当事者の事前の申し込みの手間や、緊急時の体制確保の難しさ等が課題となっています。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が考えられます。

このような状況を踏まえて、就労目的・リフレッシュや通院など目的に応じた利用促進が図られるよう検討します。

また、専任の保育士を置いた一般型での事業実施について、検討します。

実績(人日)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
329	333	276	170	223

※公立のみ、H31は見込

推計(人日)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	9,876	9,232	8,616	8,053	7,744
①量の見込み【補正後】	246	230	225	213	200
②確保の内容	500	500	500	500	500
①-②	△ 254	△ 270	△ 275	△ 287	△ 300

### ①量の見込みの補正の考え方

実績と推計の乖離が大きいため補正しました。  
アンケート調査では、全ての家庭を対象として、複数回答形式で広く一時預かりの利用希望を聞いたため、実態を反映していない結果となったと考えられます。  
【補正後】欄は、過去5年間で最大の利用割合(H28年度)を3歳児までの推計人口に乗じました。

### ②確保の内容の方向性

現状は市内認可保育所及び認定こども園9園で余裕活用型により、保育士定数や入所可能な範囲内(空き定員、空きスペース)にて受入れを行っています。しかしながら、余裕活用型は入所人数の増加する年度末に向かうにしたがって利用しづらい状態であり、すべてのニーズに応えることができない可能性があります。  
3歳児以上の育児休業中の継続入所を認めるなど、一時預かり事業以外での対応を実施しているところです。  
今後保育士不足の解消が見込まれる際には、必要に応じて一時預かり事業専任の保育士を確保し、安定的な事業の実施を検討します。  
民間施設が一般型での実施を行う際には、支援体制を検討します。

○子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かる事業です。

現在市内に実施施設はなく、アンケートによる利用希望もありませんでした。今後ニーズを踏まえながら、実施について検討していきます。

実績(人/日)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度

推計(人/日)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	0	0	0	0	0
①量の見込み【補正後】	0	0	0	0	0
②確保の内容					
①－②	0	0	0	0	0

本市では事業を実施しておらず、アンケート調査においても利用希望はありませんでした。

事業を実施するための当該施設がないため、今後のニーズを見据えながら事業の実施体制の整備について検討します。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

実績(人日)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
14	23	18	30	40

H31年度は見込

推計(人日)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)					
①量の見込み【補正後】	50	50	50	50	50
②確保の内容	50	50	50	50	50
①－②	0	0	0	0	0

【会員数(令和元年12月31日現在)】

提供会員	依頼会員	両方会員
15人	39人	6人

①量の見込みの補正の考え方

アンケート調査では、国の手引きに基づく算出はできませんでした。

【補正後】欄は、平成31年度までの実績で最多の40件から微増の50件を各年度の見込みとしました。

②確保の内容の方向性

事業開始から5年が経過しましたが、マッチングのしづらさ、利用料金の高さなどにより、現在は利用者が限られています。

提供会員の増加等、利用しやすい環境整備に努めます。

### (5) 病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

実績(人日)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
243	254	281	345	578

※H31年実績は見込

推計(人日)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	1,746	1,616	1,509	1,410	1,362
①量の見込み【補正後】	1,746	1,616	1,509	1,410	1,362
②確保の内容	2,916	2,916	2,916	2,916	2,916
①-②	△ 1,170	△ 1,300	△ 1,407	△ 1,506	△ 1,554

#### ①量の見込みの補正の考え方

補正せず国の手引きどおり算出しました。

#### ②確保の内容の方向性

市内に病児保育室が開室したことにより、十分な量が確保できると考えられます。  
事業者が開室日や開室時間の拡充を検討する場合には積極的に協議を行うこととします。

## (6) 利用者支援事業

子どもやその保護者、又は妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

実績(箇所数)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度

推計(箇所数)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (国の手引きで算出)					
①量の見込み					
②確保の内容					
①-②					

### ①量の見込み

未実施事業のため、量の見込みは算出できませんでした。

### ②確保の内容の方向性

保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行うなど、利用者支援事業に求められる内容は、子ども教育課で実施します。

将来的には、子どもが集まる場所に専任の相談員を配置し、子どもを遊ばせながら気軽に相談が受けられる環境の整備が必要であり、設置箇所数の増設について検討を行います。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。

実績(人)				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
167	159	109	120	130

※H31年実績は見込

推計(人)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (国の手引きで算出)					
①量の見込み	128	121	113	108	98
②確保の内容	実施機関 南房総市保健福祉部健康支援課 実施体制 市職員(保健師)・主任児童委員・保健推進委員				

①量の見込み

アンケート調査によらずに推計することとなっています。  
各年推計人口(0歳児人口)を量の見込みとして算出しました。

②確保の内容の方向性

乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴くとともに、母子の心身の状況及び養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行うことで、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう必要な支援を行います。

## (8) 妊婦健診

妊婦が妊娠期間中に必要な医学的検査が受けられるよう、14回分の健診費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援を行う事業

	推計(人)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (国の手引きで算出)					
①量の見込み	121人 健診回数 1,694回	113人 健診回数 1,582回	108人 健診回数 1,512回	98人 健診回数 1,372回	98人 健診回数 1,372回
②確保の内容	実施場所 全国医療機関 実施時期 通年実施 実施体制 医療機関との委託契約 検査項目 国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

### ①量の見込み

アンケート調査によらずに推計することとなっています。  
 各年推計人口から翌年の0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに健診回数14回を乗じて算出します。

### ②確保の内容の方向性

・妊婦やその家族が安心して妊娠、出産ができるよう支援を行います。

## (9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文具等、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等に対して助成する事業で、新制度において新たに位置づけられた事業です。

### ○確保方策の方向性

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、当事業には新制度未移行幼稚園の副食費免除相当額の償還払いが新たに位置づけられました。市内に未移行幼稚園はありませんが、近隣市等の施設の広域利用があった場合には、当事業を実施し対応します。

## 6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営を推進します。

### (1) 子ども園・認定こども園の基本的な考え方

当市では5つの「子ども園」を設置しています。「子ども園」は幼稚園、保育所から構成されており、同一の施設の中で0～3歳は保育所、4，5歳は幼稚園に通いながら必要に応じて預かり保育を実施する体制をとっています。

一つ屋根の下に、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼稚園、保育所（園）のそれぞれにおいて、これまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じた、より質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培っています。

認定こども園は、1施設が改正認定こども園法に基づき、県の認定を受け、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する枠組みの中で、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設となっています。

また、市内には私立保育園や認定こども園があり、保護者のニーズにより選択できるようになっています。

既存の私立保育園からの移行や新たな認定こども園の設置については、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて検討します。

### (2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策

- 私立保育園・認定こども園に対しては、引き続き質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、各種補助制度の活用等が円滑に行われるよう支援します。
- 公立施設と民間施設で連携を図り、教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有などを図って、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。
- 支援を必要とする子どもに対しては、南房総市障害者福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めていきます。

### (3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策

- 全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図りながら、一

人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

- それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- 子育ての負担や不安、孤立感を緩和するため、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。
- 地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、放課後児童健全育成事業（学童保育）の供給量の拡大に向けて、子育て支援員の導入による体制の確保を検討していきます。

#### （４）幼稚園及び保育所（園）と小中学校との連携の推進方策

子ども同士の交流活動、教職員の交流、保育・教育課程の編成、指導方法の工夫などを通して継続性のある学校・園の教育活動の実施による中学校区の保幼小中の連携を図ります。

## 7. その他に重点を置く施策について

ここからは第3章の「2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について」の中に示した問題に対して、教育・保育の個別の事業だけでは対応方策を描ききれない、網羅的な重要施策について、その内容をまとめて表記することとします。また国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で市町村計画の任意事項とされている視点についても併せて掲載しています。

### (1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（保育所（園）、幼稚園の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施などを通じて地域の子育て支援を拡充してきましたが、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立化・負担感が高まり、中でも未就園児の家庭など在宅で子育てをしている場合には少子化・核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。

#### ○ 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近に必要な情報を適切に提供するために、市広報紙や市ウェブサイト、子育て情報のパンフレット等による情報提供の継続を行うとともに、子育て支援アプリの普及等により情報提供の充実を図ります。また、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるような仕組みづくりを検討します。

相談に関しては随時、教育委員会、福祉事務所、子育て支援センター、保育所（園）・幼稚園等で子育て等に関する相談を受ける一方で、更なる相談の場や機会の充実を図ります。

### (2) 児童虐待防止対策の充実

南房総市要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点などを活用し、子育てに困難を抱える家庭の早期発見や、子どもの虐待の発生を未然に防ぐとともに、集団支援や保育所（園）入所などによる早期対応に努めます。また虐待を防止、発見、対応していくためには保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、子どもを守るネットワークの充実に努めます。

### ① 発生予防、早期発見、早期支援等の充実

虐待の発生の予防では、母子健康手帳の交付から、産後の育児支援を見据えて、妊娠期における不安や妊婦の健康相談を保健師等が担っています。出産後は「新生児訪問」「乳児家庭全戸訪問事業」「乳幼児健康診査」などから子育ての困難な家庭を早期に把握し、子育て支援センター等の利用につなげるようにします。また、乳幼児健康診査後の保健師によるフォローとしての家庭訪問事業や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。

### ② 子どもを守るネットワークの充実

子どもを守るネットワーク機能の強化については、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点を中心として保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が日頃から緊密な連携を図るとともに、民生委員・児童委員の協力をはじめとする地域の協力を求めています。

児童虐待の発見から対応までを迅速かつ組織的に行うための体制づくりと、各相談担当職員の専門性の向上を図ります。

## (3) 発達障害・愛着障害を含めた特別支援体制の充実

発達障害・愛着障害を含めた特別な支援を要する児童に対する支援において、日常生活での発達状況の気づき、あるいは障害が「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。本市では引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携の中で、早期発見・療育・生活支援の一貫した支援体制の充実を図ります。

### ① 早期発見・対応の推進

障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関への相談、保育所(園)・幼稚園・学校等における気づきや把握に努めます。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めます。

また、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、子育て支援センターの「発育・発達支援事業」の利用につなげる等で早期支援を推進していきます。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開していきます。

### ② 地域における障害児の子育て支援の推進

保育所(園)・幼稚園では発達に支援が必要な乳幼児の円滑な入所に努めます。また地域の子育て支援の拠点である子育て支援センター等でも障害の「気になる」時点での早期対応を推進します。

特別な支援が必要な乳幼児への対応については専門的な知識や配慮が求められることから、保育上の指導、助言を行う保育所（園）・幼稚園に対する巡回指導や巡回相談事業による保護者に対するフォロー、保育担当者等、関係機関の職員を対象とした研修などを充実していきます。

### ③ 特別支援教育の推進

障害のある児童と健常児が共に学ぶインクルーシブ教育を推進しながら、発達障害を含む障害のある児童一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。教育上必要な支援について本人と保護者、行政、学校等が適切な連携と協力のもとで合意形成を図り特別支援教育を推進します。

### ④ 生活支援に関する障害福祉計画との連携

障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく南房総市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

## （４）ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭等が増加傾向にあります。子どもの養育にあたってひとり親家庭の保護者の多くが仕事と子育ての両方を担っており、そのために仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。

本市では、ひとり親家庭等の自立支援については、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところにより、就業の支援、子育てや生活面の支援、養育費確保の促進、経済的な支援、相談機能や情報提供の充実などを柱として総合的な自立支援を推進します。

## （５）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産前・産後休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して様々な機関、機会を通じて相談・情報提供するとともに、特に低年齢児への対応に配慮しながら計画的に教育・保育施設の整備に努めます。

育児休業期間満了時（原則1歳到達時、3歳での適用も考慮）から特定教育・保育施設等の利用を希望する場合、いつでも受け入れる体制を強化するとともに、質の高い保育の提供を推進します。また、子ども・子育て支援新制度のもとで入所者の新たな選考基準を確実に運用し、必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

## **（6）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項**

次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年（令和7年）3月31日まで10年間延長されました。これは、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるために実施されたものです。

子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、仕事と家庭の両立が可能で、各々の生活に応じた多様な働き方ができる社会の実現が求められています。仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では育児休業、介護休業又は子の看護休暇の取得促進や子育てがしやすい就労環境の改善について事業主などへの啓発を推進するとともに、男女共同参画の視点から多様な働き方に配慮した、仕事と子育ての両立のための子育て支援を展開します。

## **（7）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者からの給付費の請求があった場合、すみやかに支払い処理を行うとともに、年4回以上の支払いとなるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 第5章 計画の推進に向けて

---

---

### 1. 推進体制の整備

#### (1) 市内の推進体制

本計画の推進にあたって質の高い就学前の子どもの保育・学校教育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な支援施策の実行を含め南房総市子ども・子育て会議及び市内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。

#### (2) 関係機関等との連携

質の高い就学前の子どもの保育・学校教育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、計画的な基盤整備が必要です。そのためには行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等とも相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また、本計画の推進にあたって地域の中核的な役割を担う保育所（園）、幼稚園、認定こども園、及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるように支援に努めます。

### 2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による進捗管理を行い、その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。

南房総市

教育委員会事務局子ども教育課

〒299-2592

南房総市岩糸2489番地

TEL:0470 (46) 2966 FAX:0470 (46) 4059

HP : <http://www.city.minamiboso.chiba.jp>

Email : [kodomo@city.minamiboso.lg.jp](mailto:kodomo@city.minamiboso.lg.jp)